

**2022年度同志社大学大学院司法研究科**  
**前期日程入学試験問題解説**  
**民事訴訟法**

**問(1) (配点:10点)**

本問は、管轄についての理解を問うものである。本問では、設問で問われている3つの裁判所すべてに管轄が認められる。まず、事物管轄として、簡易裁判所ではなく地方裁判所に管轄が認められることが前提となる(裁判所法 24 条1号、33 条 1 項 1号)。そして、土地管轄として、大阪地方裁判所は、普通裁判籍である被告の住所地(民訴法 4 条 2 項)を管轄区域内にもち、名古屋地方裁判所は、特別裁判籍である義務履行地(民訴法 5 条 1 号)を管轄区域内にもち、京都地方裁判所は、特別裁判籍である不法行為地(民訴法 5 条 9 号)を管轄区域内にもつため、いずれの裁判所においても本件訴訟の管轄が認められる。

**問(2) (配点:15点)**

本問は、補助参加についての理解を問うものである。どちらの当事者からも異議がなかった場合は、裁判所は補助参加の許否について裁判しない(民訴法 44 条 1 項)ため、補助参加の利益の有無は問われることなく、Zの補助参加は認められる。これに対し、当事者から異議があった場合は、補助参加の利益があること、すなわち「訴訟の結果について利害関係を有する」(民訴法 42 条)ことが必要となる。ここでの、「利害関係」とは法律上の利害関係であると解されている(最判平 13・1・30 民集 55 卷 1 号 30 頁、最判平 14・1・22 判時 1776 号67頁〔百選 104 事件〕)。本問におけるZの参加の理由は、単に X を手助けしたいということであり、法律上の利害関係があるとはいえないため、Zの補助参加は認められないこととなる。

**問(3) (配点:25点)**

本問は、弁論主義の第 1 テーゼ(「裁判所は、当事者によって主張されていない事実を、判決の基礎としてはならない」)についての理解を問うものである。判例においては、裁判所は当事者の主張がなくとも職権で過失相殺をすることができる(不法行為につき最判昭 41・6・21 民集 20 卷 5 号 1078 頁、債務不履行につき最判昭 43・12・24 民集 22 卷 13 号 3454 頁〔百選 A17 事件〕)が、過失を基礎づける事実について、当事者の主張を要するの否かについては明らかでない。解答に当たっては、弁論主義の対象となる「事実」とは何か(主要事実に限定されるのか)を説明したうえで、本問における「Xが本件事故当時に飲酒酩酊しており左右をよく確認していなかったという事実」が主要事実であるか間接事実であるかを明らかにして、当事者の不意打ち防止にも配慮しつつ、結論を導くことが求められる。